

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月11日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530072

研究課題名(和文) 学振版民法議事録の総合的研究

研究課題名(英文) Synthetic research of the Japanese civil Code minutes

研究代表者

高橋 良彰 (TAKAHASHI YOSHIKI)

山形大学・人文学部・教授

研究者番号：00236332

研究成果の概要(和文)：学振版民法議事録の所蔵機関全部について資料を調査し、これらのデータベースを作成した。また、特に、東京大学所蔵の民法議事速記録65冊についてデータ一覧を作成した。写し日の記載がない、京都大学所蔵の議事速記録については、その受領日を知ることができ、各所蔵機関の違いが生じた理由を考察するきっかけをえた。

研究成果の概要(英文)：All the possession organizations of the minutes were investigated. And these databases were created. In particular, the database was created about the 65 minutes of the University of Tokyo possession. The date received of the university was able to be known about the minutes of the Kyoto University possession. This knowledge will teach why versions differ.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	2,500,000	750,000	3,250,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法議事速記録・学術振興会版・司法省旧蔵資料

1. 研究開始当初の背景

日本学術振興会は、昭和八(一九三三)年、第九小委員会(加藤正治委員長)を設置することとし、「明治以降立法史料ノ蒐集」を行った。その成果が、いわゆる「学振版(学術振興会版)立法資料」である。この資料には明治三年に施行された明治民法典の議事録が含まれているが、議事録の原本は、その後、戦災で失われたこともあり、これまでも、立法趣旨を探究する際に数多くの引用されてきた基本資料となっている。

民法学者である慶應大学法学部の池田真朗教授によると、民法議事録を含む全資料は二八八巻あるとされ、全部で八セット存在す

ると言われており(『債権譲渡の研究』四五八頁)、その所蔵先は、次の八ヶ所である。

1、原本所蔵所であった司法省の流れをくむ法務省法務図書館

2、当時の帝国大学で法学関係の学部を有していた東京帝国大学

3、京都帝国大学

4、東北帝国大学

5、九州帝国大学

6、私立大学より選ばれた慶應大学

7、早稲田大

8、学術振興会旧蔵本を所蔵している一橋大学

これらは、その後、法務大臣官房司法法制

調査部による複製（『民法議事速記録』や、とりわけ同調査部監修『日本近代立法資料叢書』（全三二巻）（その出版社である商事法務研究会にちなんで「商事法務版」と略称されている）の複製によってその全貌が知られることとなったこともあり、法学研究者はもとより、広く一般にも利用されている。

しかし、「商事法務版」が新たに活字を組み直した物であったこともあり、その後、誤植があることが指摘され、これら複製版にのみ依拠することの危険性が指摘された（広中俊雄「日本民法典編纂史とその資料」『民法研究』第1号一六二頁以下）。民法典に関する議事録の原本は失われたとされているが、可能な限り原本に近い資料である「学振版」によることが提唱されたわけである。ところが、その依拠すべきとされた「学振版」の各所蔵セットが必ずしも同一の物ではないことが判明する（すでにささやかれていたことではあったが、同「学振版議事録の異同」『法律時報』七一巻七号一〇頁以下でサンプルが示され共通の認識となった）。

つまり、ある研究者が該当箇所を引用しても、引用者が見たA所蔵の「学振版」と他の「学振版」とが異なっていた場合、A以外の「学振版」しか手元にない読者には、該当箇所がどこにあるかを検証することができないことになる。まして、引用文が手元の版と異なり、微妙な言い回しが解釈の違いを生み出す場合には、単に誤った引用として判断してしまうかもしれない。これでは共通の基盤の上での研究上の対話が損なわれてしまいかねないことになる。

他方、これまで「学振版民法議事録」について各所蔵先本を詳細に比較検討した研究は存在しない。そもそも実際に所蔵している施設はどこであり、直接これら資料にアクセスする方法はどうなっているか、これら各所蔵先には何冊の資料が所蔵されているか、さらには、欠本があるかどうか、など、その基本的な全体像も共有されていないのが現状である。

2. 研究の目的

実定法学者にはもちろん、学生にも容易に参照できる「商事法務版」と、少数の複製セットしか存在しない「学振版」との対比を容易にするためにも、まずは「学振版民法議事録」それ自身の詳細な検討を行うこととした。

「学振版民法議事録」は、上記所蔵先に一セットずつ、計八セット存在する。本来、同資料の研究を掲げる以上、その異同を検討し一書にまとめ、学界に提供することが望ましいであろう。しかし、その異同を逐一検討することは、資料自体が膨大なものであることから、大変な作業となることが予想される。

そこで、むしろ、まずは資料の書誌的調査

とその分析に限定し、成果を世に問うことの方が建設的ではなかろうかと考えた。つまり、①もっとも普及している「商事法務版」を基礎とし、各セットを有機的に結合できる基礎データを作成すること、②「学振版民法議事録」が司法省旧蔵資料のタイプ複製資料であることを考慮に入れ、これを立法資料全体の中に位置づける作業を行うこと、③最後に基礎データをもとに、各所蔵セットを対照できる一覧表を作成することである。

当然のことながら、その作業過程における知見に基づき、各所蔵資料ごとの書誌的解説を行うことも必要である。

3. 研究の方法

本研究は、研究目的を達成するため、各所蔵機関での現物調査を中心とした基礎データの収集と分析作業、さらに司法省旧蔵資料や関連立法資料との対比及びこれら資料における「学振版民法議事録」の位置づけの調査を含む全体像の把握、さらには資料解説等書誌的事項の執筆を含む対照一覧の提供をめざす。

4. 研究成果

初年度は、各所蔵機関での現物調査を中心とした基礎データの収集と分析作業をおこなうこととしていた。実際には、総ての所蔵機関を訪ねることはできず、東北大学、法務図書館、東京大学、一橋大学、九州大学における所蔵状況の調査にとどまった。これは、各大学等で行われていた耐震対策のための改修工事と調査が重なったことなどによる。マイクロ複製がすでに作成されている法務図書館セットについては、そのマイクロ複製を手に入れることができ、東京大学所蔵資料についても、そのいくつかを複製させて頂いた。また、商事法務研究会によって覆刻されたいわゆる「商事法務版」との対比を行い、基礎データを作成した。

初年度の調査で判明した最大の情報は、一橋大学に所蔵されている資料が、基本的に二部ずつ存在しているということである。一橋大学には、資料の作成主体である学術振興会旧蔵本が所蔵されている、とされてきたが、これとともに、一部に「司法省〇」という張り紙がはられた一群の所蔵本が存在したわけである。したがって、これまで全部で8セットあるとされてきた学振版資料は、9セット存在することが判明した。

第二年度は、中心とした基礎データの収集と分析作業をおこなった。特に、学術振興会旧蔵の資料を有する一橋大学での資料収集と分析を中心に、法務図書館所蔵の関連資料を収集した。また、引き続き、所蔵先・簿冊名・丁末表示・奥付・写し日（記載あるもの）等のデータ一覧も作成した。もっとも、未だ調査していない大学も多く（京都大学等で行われていた耐震対策のための改修工事と調査

が重なったことなどによる)、最終年度に調査することとなった。

第二年度の調査において特筆すべきは、法務図書館に所蔵されていた資料の中に、明治民法典の編別構成に参考とされたザクセン民法典の翻訳を発見できたことである。

日本の民法典は、比較法の産物とされ、立法当時参照できたあらゆる民法典(草案を含む)を調査したとされるが、編別構成に大きな影響を与えたザクセン民法典の翻訳については、印刷・発行されることが予定されていたことまでは、これまでも知られていたものの、現物は未発見のままであった。翻訳は、結局公表されずに草稿のまま旧司法省に所蔵されていたわけである。活字化されていたわけではないので、その活用は関係当事者にかざられていたと思われるが、訳語の採用やその位置づけなどについて、法典調査会での審議にどのように活かされたか、今後はその紹介とともに、検討が必要とされる資料といえよう。

なお、明治一〇年代にフランス語訳から重訳されたオランダ民法典などの諸法典(これらの翻訳については国立国会図書館の近代デジタルライブラリーで閲覧可能である)や、明治二〇年代に入って翻訳されていたドイツ民法草案(第一草案・第二草案)の翻訳(第一草案については復刻版もでている)が知られている。この草稿の発見によって、立法上参照された外国法のほとんどについて、立法当時参照されたままに検討することができるようになったわけであり、議事録をこれら参照資料と有機的に結び付けることが今後の課題となろう。

最終年度には、東日本大震災を受け、基礎となる所蔵機関の調査に多大の遅れを生じたが、なんとか残り総ての所蔵機関を訪ねることができ、基礎データを作成することができた。

このように、実際に各所蔵本を見ることにより、背表紙部分を中心に傷んだものが多いものの本文部分の傷みは少ないこと、裏映りの問題はあるものの、読み進めるのに困難を生じるような状態ではないことが判明した。また、所蔵先における欠本状況などについて一覧を作成することができ、学振版立法資料の全体像を把握することができた。

この外、最終年度の調査となったが、京都大学法学研究科・法学部図書室所蔵本については、受領年月日をご教授いただき、各セットのバージョンの違いが生じた理由を推測せしめる情報を得た。つまり、京都大学では、「民法議事速記録」の第1巻から第7巻までは序文の日付よりも前にあたる「昭和10年

2月22日」に現品を受領していることが確認できた(寄贈は、「司法省民事局」)。これ以外の資料受領日は戦後のこととされており、扱いが異なることも興味深い。昭和10年の段階に写し日が記載されている諸本は外にないこと、この外第8巻を含めて京大本の8冊には写し日が付されていないなどの特徴があり、これら京大本は他の諸本とバージョンの違いがあることがはっきりした。

さらに、慶應大学三田メディアセンター所蔵本が、グーグルブックスに登録されており、一般に公開されていることがわかった。このことは、書誌的情報をまとめ、公表することをめざした本研究の方向を抜本的に見直す必要があることを示している。つまり、一般の人々が、諸所蔵本全体についての書誌的情報を見る前に、まず原本にあたるのが可能となったわけであり、慶應本をベースに、全体との異同を考えた方が効率的になったわけである。ともあれ、一般に公開されたとしても、適切な解説・リファレンスがなされなければ十分な活用はみこせない。すでに作成したデータ一覧については別途一般に公開することをめざし改めて整理したいが、本研究で確認できた全所蔵機関における諸情報について、たとえば、民法議事速記録の読み方について、注意事項を含めて成果として公開できればと考えている。

なお、早稲田大学では、中央図書館特別資料室に所蔵されており、背表紙などの状態は最も良いことを付記しておきたい。

以下には、最低限の情報として、所蔵機関などの一覧を掲げるとともに、慶應義塾大学所蔵本についての一覧の内、議事速記録部分の一部(15巻分)を掲載する。

所蔵機関などの一覧

東北大学 法学研究科・法学部図書室

法学部棟1階 川内キャンパス

〒980-8576

仙台市青葉区川内27番1号

東北大学大学院法学研究科・法学部図書室

TEL:022-795-6240 FAX:022-795-6249

開室時間内(平日9:00~17:00)

<http://www.law.tohoku.ac.jp/library/kawachi.html>

東京大学

〒113-0033

東京都文京区本郷7丁目3-1

東京大学大学院 法学政治学研究科附属

近代日本法政史料センター 原資料部

TEL:03-5841-3173 (ダイヤルイン)

http://www.j.u-tokyo.ac.jp/lib/meiji/information_guidance_md.html

慶應義塾大学三田キャンパス 三田メディア
センター

<http://www.mita.lib.keio.ac.jp/>
03-5427-1658

〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45

早稲田大学

早稲田キャンパス 18号館 「総合学術情報セ
ンター」 (中央図書館・井深大記念ホール・
国際会議場からなる複合施設)

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1?

FAX 03-5286-1761

TEL 04-5286-1754 (直通)

早稲田大学図書館特別資料室

http://www.wul.waseda.ac.jp/CLIB/lib_guide/no15_tokushi_gakugai.pdf

一橋大学附属図書館

〒186-8602 東京都国立市中 2-1 (JR 中央線
国立駅南口から徒歩約 7 分)

<http://www.lib.hit-u.ac.jp/>

法務省法務図書館

http://www.moj.go.jp/housei/tosho-tenji/kanbou_library_library01.html

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

法務図書館 (中央合同庁舎 6 号館 赤れんが
棟 2 階)

TEL 03-3580-4111 (代表) 内線 5760

京都大学法学部図書室

所在地 〒606-8501 京都市左京区吉田
本町 京都大学法経北館 2 階

開室時間 月～金 9:00-20:00 土
9:00-17:00

<http://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/lawlib/1awlib-j.html>

九州大学 文系合同図書室

〒812-8581 福岡市東区箱崎 6-19-1

問い合わせ先 資料サービス係

Tel:092-642-3167 (平日 9 時～17 時)

E-mail: bunserv@lib.kyushu-u.ac.jp

<http://www.lib.kyushu-u.ac.jp/libinf/hu msoc/>

慶應大学所蔵速記録 (抄)

資料名・備考・請求番号・写了日

法典調査會 民法議事速記録 第壹卷 印。序
(和紙三枚タイプ)、一ノ一～一ノ二五七・但丁番号は
印刷無)。未付箋 (慶應大學)。 JR@19A@1882@1-1
2011/01/12

法典調査會 民法議事速記録 第貳卷 印。二ノ
一～二ノ一八九。未付箋 (慶應大學)。

JR@19A@1882@1-2 2011/02/10

法典調査會 民法議事速記録 第參卷 印。三ノ

一～三ノ百六十。未付箋 (慶應大學)。

JR@19A@1882@1-3 2011/01/23

法典調査會 民法議事速記録 第四卷 印。四ノ

一～四ノ二二五。未付箋 (慶應大學)。

JR@19A@1882@1-4 2011/03/02

法典調査會 民法議事速記録 第五卷 印。第十
一回・・・、五ノ一～五ノ二二三。未付箋 (慶應大學)。

JR@19A@1882@1-5 2011/03/05

法典調査會 民法議事速記録 第六卷 印。第十
四回・・・、六ノ一～六ノ二三七 (の「七」を六に修
正)。未付箋 (慶應大學)。 JR@19A@1882@1-6

2011/03/06

法典調査會 民法議事速記録 第七卷 印。第十
八回・・・、七ノ一～七ノ二〇六。未付箋 (慶應大學)。

JR@19A@1882@1-7 2011/03/10

法典調査會 民法議事速記録 第八卷 印。第二
十一回・・・、八ノ一、八ノ二～八ノ貳六六。未付箋
(慶應大學)。 JR@19A@1882@1-8

2011/03/30

法典調査會 民法議事速記録 第九卷 印。第二
十五回・・・、九ノ一、九ノ二～九ノ二二一。未付箋
(慶應大學)。 JR@19A@1882@1-9

2010/03/07

法典調査會 民法議事速記録 第拾卷 印。第二
十九回・・・、拾ノ一、拾ノ二～拾ノ二二七。未付箋
(慶應大學)。 JR@19A@1882@1-10

2010/03/16

法典調査會 民法議事速記録 第拾壹卷 印。第三
十三回・・・、十一ノ一～十一ノ一七四。未付箋 (慶
應大學)。 JR@19A@1882@1-11

2010/02/23

法典調査會 民法議事速記録 第拾貳卷 印。第三
十六回・・・、十二ノ一、十二ノ二～十二ノ一五七。
未付箋 (慶應大學)。 JR@19A@1882@1-12

2010/03/01

法典調査會 民法議事速記録 第拾參卷 印。第三
十六回・・・、(十三ノ一)、十三ノ二～十三ノ二六四。
未付箋 (慶應大學)。 JR@19A@1882@1-13

2010/03/18

法典調査會 民法議事速記録 第拾四卷 印。第四
十二回・・・、十四ノ一、十四ノ二～十四ノ二五一。
未付箋 (慶應大學)。 JR@19A@1882@1-14

2010/04/12

法典調査會 民法議事速記録 第拾五卷 印。第四
十六回・・・、十五ノ一、十五ノ二～十五ノ二七四。
未付箋 (慶應大學)。 JR@19A@1882@1-15

2010/04/23

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 良彰 (TAKAHASHI YOSHIAKI)

山形大学・人文学部・教授

研究者番号：00236332